

令和 4 年 12 月 19 日
六ヶ所村財政課

令和 5 年度六ヶ所村建設工事等級格付けについて

1. 目的

令和 5 年度六ヶ所村建設工事等級格付けを行うにあたり、六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則及び六ヶ所村建設工事競争入札参加者資格審査事務処理要領に基づき実施するものである。

2. 等級格付け対象工事

土木一式工事、建築一式工事、管工事

3. 対象事業者

村内に主たる営業所を有する者（令和 4・5 年度六ヶ所村建設工事競争入札参加資格審査を受けている者で令和 4 年度の等級に格付けされた者）

※六ヶ所村建設工事競争入札参加資格審査申請（随時受付分）において提出された村内に主たる営業所を有する者においては、令和 5 年 2 月 14 日までに提出され受理された者を対象事業者とする。この場合において、下記の提出書類の提出は不要である。

4. 受付期間

令和 5 年 1 月 15 日から令和 5 年 2 月 14 日まで（土、日、祝日を除く。）

5. 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

6. 提出場所

六ヶ所村役場 2 階財政課

7. 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は当日消印有効）

※ファイル等に綴らず、クリップ等で提出すること。

8. 提出書類

- (1) 六ヶ所村建設工事等級格付けに係る資料の提出について（第 1 号様式）
- (2) 直近の有効な経営審査事項審査結果通知書の写し
- (3) 建設業許可証明書の写し
- (4) 技術職員調書（第 2 号様式）
- (5) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類の写し
- (6) 技術職員が保有する資格を証明する書類の写し
- (7) 国税に滞納が無いことの証明書の写し

- (8) 県税に滞納が無いことの証明書の写し
- (9) 村税に滞納が無いことの証明書の写し
- (10) 現場代理人名簿（第3号様式）
- (11) 主観的査定要素申告書（第4号様式）

9. 提出書類における留意事項

(1) 六ヶ所村建設工事等級格付けに係る資料の提出について

代表者の役職について、法人においては、登記事項証明書に記載の役職、個人においては、代表と記載すること。

(2) 経営審査事項審査結果通知書の写し

提出日において最新のものであること。経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月以上経過しているときは無効とする。

(3) 建設業許可証明書の写し

提出日において最新のものであること。

(4) 技術職員調書

ア 提出日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用）を有する技術職員を記載すること。

イ 同一の技術者が1級相当の資格と2級相当の資格の両方を有しているときは、1級相当の資格に「○」を記載すること。

ウ 1級施工管理技士補は、1級相当とはなり得ないので留意すること。

(5) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類の写し

直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として以下の書類を提出すること。

■雇用者の場合

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

■被雇用者の場合

雇用保険被保険者資格喪失届の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

※1 社会保険未加入の者（適用事業所ではない者、適用除外を受けた者を除く。）からの申請は受理しない。

※2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しの提出の際は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）すること。その他、必要に応じてマスキングすること。

(6) 技術職員が保有する資格を証明する書類の写し

技術職員調書に記載した資格を証明する書類の写しを提出すること。

(7) 国税、県税、村税に滞納が無いことの証明書の写し

直近の事業年度1年分で、提出日の前3か月以内に発行された証明書を提出すること。

	必要書類	証明書請求先
法人	納税証明書「その3の3」	所轄の税務署
	都道府県税に滞納がないことの証明書	都道府県
	市町村税に滞納がないことの証明書	市町村

	必要書類	証明書請求先
個人	納税証明書「その3の2」	所轄の税務署
	都道府県税に滞納がないことの証明書	都道府県
	市町村税に滞納がないことの証明書	市町村

(8) 現場代理人名簿

現場代理人名簿には、技術職員調書に記載されている職員以外の者を記載すること。

現場代理人については、技術資格は不要となるが、提出日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用）が必要となるため、以下の書類を提出すること。

■雇用者の場合

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

■被雇用者の場合

雇用保険被保険者資格喪失届の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

※1 社会保険未加入の者（適用事業所ではない者、適用除外を受けた者を除く。）からの申請は受理しない。

※2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しの提出の際は、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）すること。その他、必要に応じてマスキングすること。

(9) 主観的査定要素申告書

該当する事項に「○」を記入し、証明する書類を提出すること。

ア 建設業労働災害防止協会への加入

加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを提出すること。

証明書は、提出日の前3か月以内のものとする。

イ COHSMS の認定又は ISO45001 の認証を取得

COHSMS の認定又は ISO45001 の認証を取得している場合は、COHSMS の認定証の写し又は ISO45001 の登録証等の写しを提出すること。

ウ ISO9001 の認証を取得

ISO9001 の認証を取得している場合は、ISO9001 の登録証等の写しを提出すること。

エ ISO14001 の認証を取得又はエコ・アクション 21 の認証登録若しくは KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

ISO14001 の認証を取得している場合は、ISO14001 の登録書等の写しを提出すること。

エコ・アクション 21 の認証登録又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダ

ードの登録をしている場合は、登録証の写しを提出してください。

オ 消防団員協力事業所認定

当村から消防団員協力事業所として認定されている者は、消防団員事業所認定証の写しを提出すること。

カ 環境整備活動・地域貢献活動

環境整備活動又は地域貢献活動を行った場合は、(第5号様式)を提出すること。

なお、提出の際は、活動の様子が分かる資料(写真等)を添付の上、主催者等からの署名又は押印が必要となる。また、活動期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに行われたものに限る。

○環境整備活動として認められるものは以下のとおりとする。

- ・清掃活動
- ・除草活動
- ・植樹、植栽活動

○地域貢献活動は、上記の活動を除く以下のとおりとする。

- ・村及び自治会が主催するイベント等の補助
- ・農業ボランティア活動
- ・小中学生等の職場体験又はインターンシップの受け入れ
- ・一人暮らしの高齢者等への除雪ボランティア活動
- ・緊急時の物資の提供 等

キ 障害者雇用

障害者を雇用している者は、障害者の障害を証明するものの写し(手帳の氏名・障害の程度が分かる部分)を提出すること。

また、提出日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上の雇用)を確認するため、現場代理人名簿で必要となる書類と同様の書類を提出すること。

ク 女性技術者雇用

女性技術者を雇用している者は、女性技術者が保有する資格を証明する書類の写しを提出すること。

また、提出日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上の雇用)を確認するため、現場代理人名簿で必要となる書類と同様の書類を提出すること。

ケ 新規学卒者継続雇用

新規学卒者を継続的に雇用している者は、以下の事項を確認の上、提出すること。

■新規学卒者

新規学卒者については、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に定める下記学校を卒業日(修了日を含む。)の翌日から37か月以内に雇用された者とする。

なお、新規学卒者の卒業証書又は卒業証明書の写しを提出すること。

学校教育法・・・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学及び大学院を含む。)、高等専門学校又は専修学校を卒業(修了を含む。)した者

職業能力開発促進法・・・職業能力開発校、職業能力開発短期大学校又は障害者
職業能力開発校の行う職業訓練を修了した者

■継続

新規学卒者として認められた者は、認められた年から5年間新規学卒者として取扱うものとする。

■雇用

雇用関係を確認するため、新規学卒者の雇用保険被保険者資格喪失届の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出すること。

10. その他

国税等に滞納が無いことの証明書は、令和5年1月1日を基準日とし最新のものを提出すること。

各種様式は六ヶ所村ホームページからダウンロードすること。